

令和 4 年度 第 1 回 北海道支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 4 年 8 月 2 3 日（火） 北海道支社 3 階会議室	
委員 (五十音順、敬称略)	杉山 隆文（北海道大学大学院工学研究院教授） 田村 亨（北海商科大学教授） 富岡 公治（弁護士） 舟橋 健市（公認会計士・税理士） 山本 哲生（北海道大学大学院法学研究科教授） 吉見 宏（北海道大学理事・副学長）	
審議対象期間	令和 3 年 1 0 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総件数 6 件	備 考
○工事	4 件	
・ 一般競争	1 件	・ 道東自動車道 新得工事
・ 条件付一般競争	1 件	・ 道東自動車道 ペンケオタソイ川橋（P C 上部工）工事
・ 拡大型指名競争	1 件	・ 道央自動車道 室蘭管内橋梁補修工事
・ 随意契約	1 件	・ 北海道支社管内 ローカル伝送設備改造工事
○調査等	1 件	・ 道央自動車道 本通地区家屋事前調査
○物品・役務	1 件	・ 道央自動車道 ロータリー除雪車購入
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回答
【令和３年度第２回入札監視委員会審議概要】 ・意見等なし 【入札監視統一事務局の報告】 ・意見等なし 【入札・契約手続きの運用状況】 「工事等業務の発注状況」 「競争参加資格停止等の運用状況」 「一次苦情及び一次説明処理状況」 ・意見等なし 【抽出事案の審議】 「道東自動車道 新得工事」 ・本工事については、過去の発注案件と比較して応札者が多い印象があるが、何か理由として考えられるものはあるか。 ・技術提案の評価は、“優”から“下”まで設定しているが、“下”の評価なしが０点、“提案なし・不採用”で０点となっているが、なぜ評価に差がないのか。提案の度合いによって、評価点は少しでも差をつけるべきではないか。 「道東自動車道 ペンケオタソイ川橋（ＰＣ上部工）工事」 ・価格と技術の総合評価方式を採用した本工事の開札結果を見ると、価格評価点１位の者でなく、技術評価によって価格評価の順位を逆転した者が落札している。本件の技術評価において各者の点数の違いはどのようなものか。	・規模、工期、土工・トンネルなど複数の工種を含むことなど、応札者に対して魅力的な内容だったのではないかと思います。また、道東道の四車線化の最初の工事であるといったことも応札者が増えた要因の一つではないかと考えております。 ・標準案と変わらない技術レベルである場合には“下”の評価とすることと判断しています。提出がない場合及び提案が不採用の場合となった場合にも標準案による施工を行うことから、同様の配点としております。 ・本件の技術評価点の差は、応札者より提出された同種工事の実績の評定点数について、計算式により計算し算出した点数の差が反映された結果となっています。

「道央自動車道 室蘭管内橋梁補修工事」 ・本工事では指名要件として電子入札システム登録者の要件をいれて、指名対象者を選定しているが、現状、電子入札システムはどの程度普及しているのか。 ・本件は低入札価格調査を行っており、1者無効と判断しているが、具体的にどのような理由で無効と判断したのか。	・現時点で、電子入札システムに全社登録している訳ではありませんが、工種によってある程度は普及している認識です。競争性の向上及び事務手続効率化の観点から、電子入札システムの利用を推進しております ・低入札価格調査に先立ち、提出頂く書類を具体的に定めてお知らせしています。無効と判断した者に関しては、共通仮設費の内訳を示す書類の提出が無いこと、ヒアリングでも内容が確認できなかった点や、下請け会社一覧についても1者のみの記載であること、さらに、材料の品質証明書の添付がなく、当社の求める材料に適合しているかの確認ができないなど、適切な履行がなされないと判断し無効としたところです。
「北海道支社管内 ローカル伝送設備改造工事」 ・本工事はあらかじめ締結されている基本契約に基づく随意契約で手続きをされている。ローカル伝送設備の改造は、北海道のみならずNEXC O東日本全体が当該基本契約対象となっているのか。 ・基本契約の対象に含めるか否かの判断はどのように行っているのか。	・ローカル伝送設備の改造については、他支社も含めてNEXC O東日本全体で基本契約の対象となっています。 ・故障した際、お客様や道路構造の安全に直結するような設備については、当該設備を設置したノウハウを持っている者と基本契約を締結し、継続性をもって修繕していくこととしています。
「道央自動車道 本通地区家屋事前調査」 ・本件は、低入札の者もあれば、契約制限価格を超過している者もいる結果となっている。契約制限価格の設定はどのように行ったのか。 ・調査基準価格と重点調査基準価格についての違いはどのようなものか。	・契約制限価格は、当社で決めている積算要領に基づき算出を行っています。応札価格については、入札参加者の他の業務の受注状況やノウハウなどにより決定されていると想定しています。 ・重点調査基準価格を下回った場合には、契約制限価格との乖離が非常に大きいため、履行が適正になされ成果物の品質が確保できるかを確認するために、より詳細な調査を行うこととなります。

「道央自動車道 ロータリー除雪車購入」 ・ロータリー除雪車は、北海道など雪の多い地域で必要となる車両であり、他の地域ではあまり必要がないのかもしれない。今回は２者の応札があったが、製作可能な者は２者だけなのか。	・現状では、今回応札した２者の他にもう１者入札に参加している者を確認しています。したがって、概ね２者又は３者での入札となる場合が多いと認識しております。
【審議結果の報告】 ・入札方式別に抽出した６件の案件についての工事等の概要、業者選定理由、入札までの経緯の説明を受け、当委員会において審議したところ、適正に処理されていることを報告します。	